

平成27年第2回三重県議会定例会提出予定議案概要

区 分	件 名	概 要																
<p>◎その他議案 (1件) 総務部</p>	<p>【1】 専決処分承認について (三重県県税条例等の一部を改正する条例)</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">予 算 案 件</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案1件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">条 例 議 案 件</td> <td style="padding: 5px;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">そ の 他 議 案 件</td> <td style="padding: 5px;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">認 定 告 出 件</td> <td style="padding: 5px;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">報 告 出 件</td> <td style="padding: 5px;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">提 計</td> <td style="padding: 5px;">1</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>地方税法等の一部を改正する法律による地方税法等の一部改正等に伴い、事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、狩猟税等について必要な改正を行った。 (平成27年4月1日(一部平成27年5月29日)から施行)</p> <p>(主な改正内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業税 法人事業税の外形標準課税拡大による税率変更 (2) 不動産取得税 住宅及び土地に係る税率の特例措置の3年延長、宅地評価土地に係る課税標準の特例措置の3年延長 (3) 自動車取得税 エコカー減税等の減税対象車の見直し (4) 軽油引取税 課税免除の特例措置の一部を廃止の上、3年延長 (5) 狩猟税 有害鳥獣捕獲従事者に係る狩猟税の軽減措置の新設 (6) その他規定の整備 <p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>1 条例の概要</p> <p>(1)法人事業税 資本金1億円超の普通法人に係る外形標準課税(付加価値割、資本割)を、現行の4分の1から8分の3に拡大。(所得割の税率 4.3%→3.1%、付加価値割の税率 0.48%→0.72%、資本割の税率 0.2%→0.3%)</p> <p>(2)不動産取得税</p> <p>ア 住宅及び土地の取得に係る税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長</p> <p>イ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長</p> <p>ウ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長</p> <p>(3)自動車取得税</p> <p>ア エコカー減税について、対象車に係る基準を平成32年度燃費基準へ置き換えるとともに、平成32年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、2年延長</p> <p>イ 中古車特例について、これまでと同様にエコカー減税の要件を満たす中古車を対象とするとともに、取得価額からの控除額について見直しを行い、2年延長</p> <p>(4)軽油引取税 課税免除の特例措置について、以下のものを廃止し、その他のものは適用期限を3年延長</p> <p>ア 海上保安庁の航路標識</p> <p>イ 警察の電気通信設備</p> <p>ウ 消防の電気通信設備</p> <p>エ 陶磁器製造業</p> <p>(5)狩猟税 以下の者の狩猟者登録に係る軽減措置を平成30年度まで実施</p> <p>ア 対象鳥獣捕獲員→非課税(現行 税率2分の1)</p> <p>イ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者→非課税(新設)</p> <p>ウ 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者 → 税率2分の1(新設)</p> <p>2 専決年月日:平成27年3月31日</p>	予 算 案 件	1	}	議案1件	条 例 議 案 件	1	そ の 他 議 案 件	1	認 定 告 出 件	1	報 告 出 件	1	提 計	1		
予 算 案 件	1	}	議案1件															
条 例 議 案 件	1																	
そ の 他 議 案 件	1																	
認 定 告 出 件	1																	
報 告 出 件	1																	
提 計	1																	